

## 高知地方裁判所委員会（第40回）議事概要

### 1 日時

令和6年6月27日（木）午後2時30分から午後4時13分まで

### 2 場所

高知地方・家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

（委員）伊藤寿（委員長）、大塚丈、佐々木隆憲、高崎元宏、竹崎恵彦、武政  
恭子、田中靖子、寺村妙、（敬称略。五十音順）

（事務担当者等）刑事部部総括判事、事務局長、民事首席書記官、刑事首席書  
記官、地裁総務課長、地裁総務課課長補佐

### 4 テーマ

裁判員裁判の現状と課題

### 5 議事

#### (1) テーマに関する説明

刑事部部総括判事から、パワーポイントを使用して、裁判員裁判の現状等について説明を行った。

#### (2) 意見交換（委員長◎、委員○、事務担当者■）

◎ それでは意見交換に入りたいと思います。御意見、御質問がありましたらお願いします。

○ 6月2日付けの高知新聞に辞退理由のパーセンテージが出ていたと思うのですが、先程説明があった裁判員候補者の主な辞退理由である「事業における重要な用務」、「介護養育」、「疾病障害」、「70歳以上」及び「その他精神上又は経済上の不利益」のそれぞれのパーセンテージは、ほぼそれに近い数字ということよろしいですか。

■ 裁判員候補者の辞退率につきまして、大きな辞退率の数字は把握している

のですが、個別の辞退理由についての高知の辞退率のパーセンテージは把握できていません。

○ 高知新聞はおそらく全国の数字だと思うのですが、客観的な事情である70歳以上や学生といった事情で約4割、重要な仕事という事情で28.1パーセント、病気や怪我が10.9パーセントということでしたが、高知県もほぼ同じ数字ということでしょうか。

■ おそらく全国的な傾向に照らすと同じような感じで、私の感覚としてもそれに近いですが、高知での統計は取っていません。

○ 70歳以上や学生という客観的な事情で約4割が辞退をされていますが、その方たちはもうどうしようもないと思います。さらに病気や怪我の方が10.9パーセントですが、この方たちも仕方がないと思います。では、重要な仕事というのが28.1パーセントで約3割いらっしゃるの、この層をどうするかということになるのでしょうか、仕事をしている人にとっては、仕事と裁判員裁判を比較考慮したときになかなか得という部分がないと思います。どうしても、被告人に逆恨みをされるのではないか、裁判員になることで無給になってしまうのではないか、などといった不安のほうが大きいだろうと思われれます。ということは、なかなか3割の層を格段に上げるというのは、普及啓発だけでは大変難しいのではないかと考えています。何故裁判員を義務化しなかったのでしょうか。また、重要な仕事で辞退を希望する場合の要件を厳しくしないと、重要な仕事という理由で辞退する方が3割から減らないのではないかと思います。

■ 若干補足すると、義務化はされており、ペナルティもありますが、個々人に色々な事情はありますので、それらを考慮して辞退を認めることもあるということになります。

◎ 一日の日当は今はいくらですか。

■ 拘束された時間に応じた日当となっています。通常の審理だと、一日一万

円前後ではないかと思います。それ以外に交通費が支給されます。

○ おそらく通常の企業の方であれば、一日の単価はもっと高いと思います。特別休暇制度や有給休暇制度があればいいのですが、無い場合は、休むというのはかなり抵抗があるだろうと思われれます。もちろん、企業側が特別休暇制度といったものを作るのは当然だろうと思いますが、企業側が作るかどうかはまた別問題なんじゃないかなと思います。送り出す側の制度ができていない場合は、参加する会社員は非常に抵抗があるっていうのは、自ずと導かれるのではないかと思います。

○ 私の母親に数年前に手続の案内が来たのを思い出しました。母は高齢だったので辞退しました。その時に、もしこれが自分に届いたときにはどうなるのだろうと考えたのですが、不安に思ったのが、遺体の写真を見たりするようなことがあるのかなとか、その後メンタル的にショックを受けてしまって立ち直れなくなったらどうなるんだろうということだったので、今日資料を見せていただいて、そういうのにフォローがあるということを知り、経験された方は、やって良かったという御意見もあるということなので、こういうことをもっと沢山の方に知っていただければ関心を持っていただけるのではないかと思います。

■ そういったことをアピールすべきだという点はおっしゃるとおりだと思います。また、刺激証拠については、これまでの裁判においても入念に検討しているところで、主に検察官が証拠提出をするのですが、裁判員に対して精神的な負担を掛けないものであるかということ当事者間で十分に検討してもらい、裁判所も刑事訴訟法に基づいて内容を確認した上で訴訟資料とするようにしております。具体的には、例えば絵やイラストにしてみたり、写真の解像度を判断に差し支えない程度までに下げるといった方法で裁判員がより良い心証を取れるようにとといったことを前提にした上で、工夫をしています。

■ 裁判所では、年に1回、裁判員を経験された方の中で参加していただける方にお集まりいただき、意見交換会を行っています。その場で色々と意見をお聞きしております。刺激証拠について話題に上ることもあり、こういったことが気になったので、こういう工夫をして欲しいという意見もいただいているところであり、それらの意見も参考にして証拠の取扱いも考えているところです。

○ 私たちが裁判員裁判に参加しないことで社会にどのような不利益があるのか、参加したほうがいいのか、まだよく分かっていないところがあり、もう一回その部分を考えないといけないなと思いました。また、裁判員制度ができた意義とかをもう一度見直さないといけないと感じています。

○ 数年前に義理の母に裁判所の封筒が届いたことがありましたが、裁判所の説明文は専門用語が羅列されておりすごく分かりづらいので、裁判員として参加したときに分からない語句だらけだったらどうしようということや、体の具合も悪かったので結局辞退しました。

企業のほうは、男性の育児休暇やメンタルヘルス対策で年休をかなり消化させないといけないということが課せられている中で、さらに裁判員で何日抜けるか分からなかったり、欠勤されるということに、特に中小企業が多い高知ではとても抵抗感があるところです。

先日若い世代の方と話す機会があったのですが、若い世代の方はあまり考えてないのかなと思ったら、案外そうではなくて、テーマを決めて話をしてみると目新しい色々な意見が出てきました。そこで、座談会のようなもので若い方の意見を聞いてみるのはすごくいいのではないかと思います。そのような場で、裁判員をするメリットの方がデメリットより多いということをもっと噛み砕いて伝えていただければいいのではないかと思います。

○ 夏に毎年開催されている「とさっ子タウン」というこどものまちのイベントがあるのですが、そのまちの中に専門家の仕事として裁判所ができたりす

ると、裁判所の仕事や裁判の仕組みとかも小さいうちから勉強して、裁判員裁判があるということも知ってもらえるのではと思いました。

- 若い人が裁判員に選ばれた場合、断る要因というのが、企業サイドの問題だと思います。送り出す側のほうがきちんとそれをしないと、30歳ぐらいの会社員が裁判員をしたいと言っても会社での仕事のリスクと比較したときに裁判員裁判に出席するとは思わないです。子育てを応援しましょう、お母さんを応援しましょうというのは国を挙げてやっています。国の認証企業制度も立ち上がって、就職の際も応募者が多いというのは統計も出ていると思います。裁判員制度を企業として認めるのでというアピールがなかなか難しい、国の認証企業制度「くるみん」があつて、それがあつてから応募する人が多いのは統計として出ているのですが、企業サイドからしても裁判員裁判に協力するというのを打ち出すのは非常に難しいと思います。先程義務になっているという話がありましたが、義務にしているというのであれば、仕事上の理由というのを、もっと厳密にやらないと、3割くらい辞退できるんですかっていう、単純な疑問なんです。どうしても幅が広すぎて、抜け穴じゃないんですけど、辞退するところが見つかってしまうんじゃないかなと思うんです。法改正があるのか、政省令の改正があるのか分かりませんが、要件をもっと厳しくするという事は、できないのでしょうか。

- 個々の裁判体の判断になるので何とも言えませんが、おそらく現状でもそれほど緩く認めているというわけではないと思います。実情としてはそれなりに厳しくしていると思います。
- 介護が必要とか、障害、疾病、70歳以上というのは客観的な理由なので、仮に厳しくしているのであれば、辞退率はこれ以上は下がらないと思います。私は緩いと思っているので、厳しくすれば辞退率を下げることに結び付くのではないかと思い、そのためには企業サイドも制度として環境を整えないといけないと思いました。

■ 今の御指摘はそのとおりだと思います。個々の裁判体でどう判断しているかの問題ではあるのですが、我々が裁判員候補者から伺った事情というのはそれなりに出席が大変だという事情だと理解して認めているというところが多いと思うのですが、本人の申出に対して、裁判所が逐一調査することもできませんので、それを前提にした話にはなりますが、場合によってはある程度の規模がある会社なんかはどうかできるというところがあるかもしれないのですが、そういう体制をあえて敷いていないというところもあるかもしれません。御指摘のところはもっともでなかなか難しい問題だと思っております。

■ 今は雇用主の皆さんや企業の人事担当の方へ出前で説明に行く機会ってほぼなくなったのでしょうか。

■ 最近の裁判員広報については、令和4年に高知銀行本店に出前講義をしています。その際は新入行員の方を対象として行っていますので、企業側に向けた裁判員広報というのはここ最近は行っていません。

■ 身近な企業や団体で上司や人事の関係で不安に思っている方がおられたら、裁判官なり書記官がお邪魔させていただいて説明させていただきますので、身近な企業や御自身が所属する団体で御要望がありましたらいつでも総務課のほうにお電話いただければと思います。

○ 辞退者が多くて裁判員が足りないということはこれまでにありましたか。

■ 私個人の経験ではそういうことはありませんでした。ある程度の辞退者がいることを見越して、選任手続に候補者を集めるようにしていますので、今のところは大丈夫です。

○ 先程から皆さん言われているように若い方にこういう制度があって、こういう義務があるんだという教育を学校の授業の中で一部取り上げていただくようなことはやられていますか。

■ 法教育というのがあります。検察庁のほうで行っているのですが、学校の

先生向けにこういう風に教えましょうという勉強会を定期的に行って、学校の先生から生徒に対して法律の制度や裁判の仕組みについて教えていただくような、そういったサポートを検察庁のほうで行っています。裁判所も協賛していますので、その一環で、年一回学校の先生方が法廷に傍聴に来られています。

○ やはり、若い方のほうが裁判員裁判に対して比較的関心が低いのでしょうか。

■ 関心が低いということもあるのかもしれませんが、どちらかというとな年齢の高い方が裁判員になれる傾向が強いのかなと思います。また、若い方はこれから仕事を重ねていく間に裁判員も経験する可能性もありますので、そういった意味では若い方の関心を掘り起こすということが今後の裁判員裁判の円滑な運用にも役立つのかなと思います。

また、先般、衆議院議員の選挙権者の年齢が変わりましたので、場合によっては高校に就学している方も裁判員になる可能性があります。そういった方の関心を高めるということもこれからは必要なのではないかと考えております。

○ 辞退率が上がっていることの要因の一つとして審理予定日数の増加傾向が挙げられており、それが何故かという先程の話では一日の時間数を負担を減らすために少なくするために日数が伸びているとか、中身を充実するために伸びているという話だったのですが、裁判員経験者の意見を聞いてそのようにシフトしてきているのでしょうか。私は、どちらかという押しさえなければならぬ日数が増えれば増えるほど辞退が増えていくのではないかと考えているので、単純に日数が増えている要因を教えてくださいたいです。また、年齢ごとの辞退率がデータとしてあるのか、仕事上の理由での辞退申出に対して、認めている率ほどのくらいなのか、正当な理由がなく来なかった場合には過料が課せられるが、全国的に過料に課せられたことはないという

理解でいいのでしょうか。

- 日数の長期化については、裁判員経験者の意見も聞きながら必要な日数を確保した結果そうなっているという感じです。データの件ですが、年齢ごとの個別の辞退率及び仕事を理由とした個別の辞退率の数値は取っておりません。過料については、課せられたということを知ったことはありません。

◎ 本日は貴重な御意見・御提言をいただき、ありがとうございました。

## 6 次回開催予定

### (1) 開催日

令和7年1月30日（木）

### (2) テーマ

採用広報について（仮）

### (3) 開催場所

高知地方・家庭裁判所大会議室

### (4) 開催方法

地方裁判所委員会及び家庭裁判所委員会の合同開催